

平成 24 年

新 城 市 教 育 委 員 会

10 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

1 日 時 10月30日（木） 午後1時から午後4時半まで

2 場 所 新城市勤労青少年ホーム 集会室

3 出席委員

川口保子委員長 瀧川紀幸委員長職務代理者 菅沼昌人委員
馬場順一委員 筏津順子委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小石清人教育総務課長
原田隆行学校教育課長
菅谷典弘生涯学習課長
請井浩二文化課長
佐宗勝美スポーツ課長

5 書 記

小林義明教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 協議・報告事項

（1）いじめ問題について

（2）10月臨時市議会について

（3）新城市就学指導委員会条例の制定について

（4）新城市通学費補助金交付要綱の制定について

（5）新城市公民館運営審議会条例の制定について

新城市公民館の設置および管理に関する条例の一部改正について

新城市手数料条例及び新城市地域文化広場の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

新城市図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部改正につい
て

（6）新城市地域文化広場の指定管理者の指定について

（7）その他

日程第4 その他

(1) 博物館の11月の行事について

委員長

それでは、平成24年10月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、事前にお目通しをいただいております。ご異議がなければご承認、ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますのでご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは日程第2、教育長報告に入ります。それではよろしく申し上げます。

教育長

9月末に台風17号が東三河に上陸して10月を迎えました。

10月の動きですけれども、10月2日に市政功労者表彰・教育委員会表彰ということで、それぞれ3名・8名のご尽力いただいた方の表彰を行いました。

それから16日には、10月臨時市議会本会議が行われまして、新城版こども園についての修正版を認めていただき、無償化ではなく、8：30～15：00の部分を上限1万円、としました。

それから17日（水）には、太鼓集団志多らを迎えまして、小学生の芸術鑑賞講座が行われました。子どもたちの反応ですけれども、獅子と村人のかけ合いを本当に上手にやっております、その迫力には子どもたちは沸き立っていました。志多らの方が、ステージから太鼓を叩きたい人はいませんか、と聞くと、わあっと一斉に子どもたちの手が上がりました。大変な盛り上がりを見せたのではないかと思いますし、篠笛や和太鼓に対する関心も深まったかな、と思います。

それから、市民文化講座ということで、中西友子さんをお迎えし、放射能に関するお話を伺いました。いいお話だったのですが、参加者が少なかったことが少し残念でした。放射能を考えるときに、花粉と同じようなイメージでとらえるといいのではないかということ、それからいわゆる、人類の幸せにつながる利用ということも多々あるということで、一概に非難するということではなくて、違った面から考えてみる必要性をお話されておりました。

8日の作手地区での市民歩こう会ですが、初めて作手で行いました。初秋の作手高原の風景を見ながら歩くということで、大変みなさん満喫できたのではないかなと思

います。私も6キロコースを歩いたのですが、チェックポイントが山の上にあったものだから、体力的にはちょうどいい加減でした。

それから20日(土)に、ニューキャッスルの報告会を、商工会館の3階のホールで行いました。会員の市民の方々がお見えになり、訪問団の報告をさせていただきました。一緒に行った若者4人が、新城市にも青年会議を是非立ち上げたい、ということで発起しまして、その話のあと、12人でもって新城ユース会議が発足しました。そんな中で、青年たちが向こうへ行って痛感したことは、1点目はやはり、日本人としての文化発信力が必要であるということ、それから2点目は、お互いに若者同士が議論し合う習慣が身につけていないということです。ですから、その能力を高めていかなければいけないということ、そして3点目は、何より英語語学発信力、こういったものが必要であり、それを身につけるためにも会議を立ち上げ、そして6年後に新城市で20周年のユース会議を開きたいということです。各市の期待に応えるためにも、青年たちで、それを何とか受けて立っていけるような青年会議を目指したいということで話をしていました。その後、オペラの紹介もあったのですが、大変身近な距離感の中で、良さを味わえたのではないかな、と思います。

それから21日(日)ですが、愛知県民茶会ということで、これまで尾張、三河で開いていたものを、愛知県に一本化して開く、というものの第1回目が新城市で開かれました。茶席は8000~9000席、人数的には4000~5000人の方々が新城市に集まりました。文化会館と体育館を会場にし、開催されました。ただ、会場が狭いということで、文化会館の廊下は人でびっしりでした。前にも後ろにも動けないという状態で、1時間から2時間待ち、という状況でした。体育館は空間が広い分、席には余裕がありました。お茶所新城で開かれたということで、みなさまに尽力していただいて、盛況に終えられたのではないかな、と思います。

それから、27日、28日と6中学校全てで文化祭が行われました。委員のみなさま方もそれぞれお出かけいただいたと思いますが、中学生による学校文化というものが、それぞれの学校で特色を持って開かれていたのではないかな、と思います。合唱コンクール等で、学校が結束してより高きものを目指してやっているわけですが、それによって友達の団結とか、音楽、合唱の良さとか、そういうものを味わえたのではないかと思います。合唱を聴いていただいた方は、いい合唱コンクールだったとそれぞれの方が言ってみえました。今回の特色としては、そういった中学校の独自のものに加えて、旧新城地区では、地域の学区公民館祭り、それから小中の連携というようなものも多く開催されておりました。千郷小学校が授業公開をして、体育館に700名の児童の作品を全て展示しまして、その横では千郷公民館祭りをやって、その横では中学校が文化祭をやっているということで、相当多くの市民の方々が参加していただいていたのではないかと思います。また、鳳来中学校では、鳳来地区の小中学校の作品を全て展示しまして、圧巻だったのは、絵手紙を全小学校が全て作り、展示されておりました。これも1つ、素晴らしいものだなと思いました。作手中学校では、中高連携ということで、作手校舎の生徒さんが作った野菜を展示、即売をしておりました。

た。新たな文化的な中学生の活動ということで、いい秋の収穫ができたのではないかな、と思います。

それから、28日には千郷地区の歩こう会が開かれましたが、これもちょうどこの時期にしか開かれないというサプライズで、新東名の臼子のトンネルがこの前開通したのですが、そこをさっそく歩かせてくれるということで、千郷地区の市民と中学生と歩いてまわりました。そこのトンネルというのが、源頼朝の曾祖母の墓があったところなんです。歴史をたどりながら、という意味でも文化発信に関わる活動ではないかな、と思います。

また、同日消費生活展が勤青ホームで開催されました。これで37、8年続くものなのですが、この間を振り返ると、消費は美德だという時代から、そして当時は若者が消費文化を担っていたのですが、今や高齢者が消費の44%を担っている時代になってきましたので、日本の今後の経済を考えると、生活の様々な仕様も、その時代に合ったものになっていくだろうな、と思います。

また、これも同日ですが、MOAの児童作品展が開かれました。1500点近くの作品の中から、優秀な作品が表彰され、全ての作品が展示室に展示されておりました。

それから、文化課から話があると思いますが、「奥平 長篠から中津へ」という特別展が開かれています。ぜひご覧になっていただけたらな、と思います。

最後ですが、11月3日、4日に新城ラリーが開催されます。各界のVIPが来るのではないかと、いう情報も得ておりますので、皆様方もお時間があつたらぜひ桜淵へお越しください。以上です。

委員長

ありがとうございました。それでは今のお話でご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

1つよろしいでしょうか。6日の市民文化講座ですが、3回にわけてやっているわけですが、聴講者がだんだん減ってきているということで、3回を2回にするだとか、回数を減らすというようなことはお考えになっているのでしょうか。

文化課長

運営委員会というものがございまして、各委員さんからはそんな声もあがっています。来年度につきましては3回で考えていますが、それ以降についてはこれから話し合いをし、そういう方向も有り得ると考えています。

委員長

ありがとうございます。

委員

22日から24日の間に韓国の中学生在が来ましたが、この時の様子はどうでしたか。和やかにいきましたか。

学校教育課長

こちらから18名が行き、そこでホームステイをさせてもらった子たちが18名来ました。すでに顔を知っているということもありまして、鳳来中学校で対面式があり

ましたが、和やかに済みまして、ホームステイをし、鳳来中学校では歓迎会をやりました。色々なことがある時期ですが、子ども同士の交流、それぞれの家庭での温かい交流があり、水曜日の朝見送ったわけですが、帰りたくないとだだをこねる子もいたりして、とてもよかったと思います。

委員

よかったです。

教育長

ちょうど行った時に、竹島にあちらの大統領が上陸しました。日韓関係がものすごく緊張しておった時でした。その時に行ったものですから、心配しておりましたが、行ったらそういったことは一切関係なく交流していただけたということ、今回についてもあいさつの中で、政治の関係はあるけれども、新城の中学生と附設中学の中学生との交流がもう四半世紀にわたる、そういった伝統のなかで続いているということで、草の根の友好を深める観点から向こうでそう迎えてくださったので、こちらもそういう気持ちで迎えたいということをお伝えしました。引率された方々も生徒も、人間対人間という接し方ができたのではないかな、と思います。

ただもうひとつ言うならば、確かになぜこんな時期に韓国と交流するのだ、というメールが来ました。新聞にも載りましたので。でもそれは、この時点だけを考えればそうかもしれないですが、新城市の交流はそんなに浅いものではない、ということです。あえて返事はしませんでした。そういう歴史を知っていただければわかっていたことではないかな、と事務局としては思っています。

委員長

ありがとうございます。他にございますか。③の小学校再配置の状況についてはどうでしょうか。

教育長

小学校再配置について、共育校舎ということで作手の新設校を考えているわけですが、先日教育総務課で先進校の施設の見学をしました。その時の様子について、教育総務課長をお願いします。

教育総務課長

作手の小学校の再配置の関係につきましては、作手高里地区に支所の建替え、それからそれに合わせて小学校も、ということで地元の方で作手地区総合整備委員会というものを立ち上げていただき、検討しています。そんな中で、共育に関わる部分について議論していく中で、なかなか固まっていけない状況にありました。総合整備委員会の他に、作手小学校設立準備会がございまして、そちらの方で先進地の視察の計画がされたものですから、それにあわせて市も参加させていただきました。視察については、10月12日、24日の2日間行きましたが、最初12日については豊田の巴ヶ丘小学校、名倉小学校を見学しました。巴ヶ丘小学校については、旧下山村の4つか5つぐらいの学校が集まっているということでしたが、その学校の建物は、教室棟と、特別な、それ以外の目的に使うものとわけてありました。それについて、部屋

としては区分してあるのですが、地域の方々との交流といったものについては特に行われていませんでした。

名倉小学校も見学させていただきましたが、こちらの小学校では、以前市でも視察に訪れたところでした。その際は、現在建設中の黄柳川小学校の建設をするにあたって、先例地ということで視察に伺いました。その校舎については、建物は木造ということでありまして、施設の方も学校開放というかたちで教室棟、特別棟とあり、そこは建物を分離するのではなく、扉等で鍵を閉めるというかたちでした。実際には地域の方々の利用は少ないということでした。

24日については、三重県いなべ市の石榑小学校というところへ行ってきました。そこは建物が大変特徴のあるところで、2階建になっているのですが、1階部分が特別教室で、一般の人でも利用できます。そして2階部分が教室棟という分けがされておりました。1階部分は常に一般の人が利用できるというかたちになっているということで、利用にあたっては、職員室でチェックをして使う、ということでありました。子どもたちも、1階に特別教室があるものですから、一般用に整備されたような和室だとかも、家庭科の授業などの時に使い、常に1階と2階を利用するような格好になります。常に一般の方が利用できるものですから、私たちが視察に訪れた時にも、子どもたちが元気にあいさつをしてくれて、一般の団体がいても何の違和感もなく学校活動をしていました。こちらについては、当初から地域で学校をつくるということでやっています。国からもこの活動について表彰を受け、民間のほうからも賞をもらい、2つのところから表彰されているということでした。月に1回は地域の方々が学校の掃除をしたりもしているそうです。建物自体は20億円ほどもかけているということです。

今後、このあたりをつめて委員会の方とも話を進めていくようになるわけです。29年度の開校に向けて今、話し合いを進めていますが、業者に委託し、設計に入っていこうという中で、今年度9月議会で基本計画、基本設計に係る部分のところを認めていただきました。今後学校に係る部分、作手の支所庁舎、開発センターの交流に関する部分のところを合わせて、プロポーザルにかけて委託しようということで、準備を進めているところです。プロポーザルになりますので、発注までに3か月ほど時間がかかってしまいますが、今、目安としては年明け1月後半ぐらいに、地元と業者の入る中で話し合いをしていきたいと考えています。以上です。

委員長

ありがとうございました。

委員

石榑小学校ですが、安全対策についてはどうでしょうか。不審者ですとか。

教育総務課長

その点についてですが、石榑小学校では、池田小事件があった頃に建設が予定されていて、石榑小学校についてはフェンスで囲うのではなくて、地域の人に学校へ来てもらい、地域の目で不審者を防ごう、と考えられていますので、フェンスが1つもあ

りません。地域との行事をしているということもありまして、地域の人がまわりを散歩する、というようなかたちで不審者を寄せ付けない、ということで当初から考えられて設計をした、とお聞きしました。

委員長

ありがとうございました。他にございますか。では次に移ります。

日程第3 協議・報告事項

(1) いじめ問題について

委員長

日程第3 協議・報告事項(1) いじめ問題についてです。9月の会議で、市内小中学校のいじめ問題への取組状況に関する調査結果が出ました。並びに、新城市いじめ対策マニュアルのたたき台もできました。これにつきまして、みなさまのご意見、お考えをいただけたらと思います。

私からよろしいでしょうか。学校の役割というものと、教育委員会の役割というものがあると思うのですが、学校の役割はいじめ防止の教育、それから実態の把握、そして事件が起こった時の対応、となるかと思います。では、教育委員会の役割はどのようなものか、ということについて、先日の新城市いじめ対策マニュアルから考えますと、それを受け取った時に何をするのだろうか、ということが今一つ理解できませんでした。それについて教えていただけたら、と思います。サポート委員会を開く前に、どういう対処をするだとか、そういう具体的な動きについて、どういうものがあるのか、ということです。

学校教育課長

学校については、まずは未然防止についてやっていただきます。それについて、学校訪問や校長会議等の時など、教育委員会も機会があるごとに学校に言っていきます。そして実際に起きてしまった時ですが、学校と連絡を取り合いながら、実態はどうかという事実関係を把握し、学校の対応について協議するということもあるかと思えます。いじめ・人権問題サポート委員会との連携ということもあります。学校との連携を広げていき、解決を図るということになるかと思えます。

委員長

例えば大津の事件がありましたが、臨時教育委員会議で対処したとか、そういったことが全然伝わってきません。教育長の姿ばかりが出てくる、というような感じがします。教育委員の人たちは何をすることかということを、新城市として考えていかなければいけない、と思います。私たちも積極的に動いていきたいし、知らなかったでは済まされないと考えています。

委員

いじめの問題については、どこの市町村もみえないものについてどう対応していくのか、ということに苦慮しているなかで、ベストだと思ったものをやり続けていくのが大事だと思います。今回の大津のこととは別のことになるので、この場で議論しよ

うとは思っていませんが、教育委員会の委員という立場が非常に曖昧である、ということがわかってしまったわけです。ですから、教育委員会そのものの役割というのも、その中で話していかないといけないと思っています。全体の役割をもう一度見つめ直しながら、一体教育委員会はどのような役割をもっているだとかを投げかけられた事件だったと思います。

委員長

そのことについてですが、11月27日に先生方との会があったと思いますが、その時に提案してはどうでしょうか。

委員

その時にそれは提案しますが、この本質を見極めたうえで対策を立てなければ、と先ほど言いました。今の問題で言えば、先生と子どもがもっと一緒に接する時間がほしいと、だが現場の先生は忙しくてとても子どもと接する時間がない、本当は子どもとたくさん接したいが、ということですが、真の問題を解決せず子どもとの時間がもっとほしいというならば、それ以外の忙しい仕事って何なのか、と思います。一方では、それが主な原因かどうかは別として、ものすごく悲しみ苦しみ、中には命を絶ってしまう事態が発生しているのに、自分たちの書類を作るための忙しさを言う、そんな現場がこの問題を解決できるわけがありません。それで先生たちは一体何をやっているんだとか、無責任な批判だけが繰り返されています。本質的な問題に迫らなければいけない、と言っているのは、今の教育現場の中で一番大事な生徒と先生の関係がどうなっているのか、客観的にみてどんどん裂かれているように思えます。先生の話聞く時間がだんだん削られ、一緒に遊ぶ時間がなくなっています。

私は常に本質的な問題を提起したり、いわゆる教育委員会というのは必要だと思うのです。

教育長

今、ひとつ話題になりましたように、教育委員会組織の問題がきちんと協議されないといけないのですが、日本では曖昧になってきてしまっています。先日、韓国訪問があった時に、韓国では教育委員会は、どんな風か聞きましたら、公選制だと、また教育現場での経験が10年以上あること、次にどういう仕組みになっているかと聞いたら、教育委員会は学校教育に特化しているということで、社会教育等については別で行っているということです。また予算については、市長局とは別の予算であるということでした。日本で言うと、事務局の問題と教育委員会の問題がすっきりしない限り、問題の本質に迫ることができないと思います。それから現場の問題は、職員が元気になるように、ということで職場の問題だとか、仕事の内容を、どうしたら子どもと向き合う時間が長くなるかということで、委嘱はしたのですが、なかなかそちらに時間が使えず、現職研修などに流れてしまったというのが現状です。ただ、多忙だ多忙だと言うが、本当にそうなのか、ということを見極める必要があると思います。昔、我々がやっているときでも、子どもと遊ぶということを最優先にし、仕事は夜中にやるというのが当たり前だったのです。それぐらいの体力と精神力がなければ教師は務

まらない、ということでやっていました。それはともかくとして、今の新城市の先生方も良心的に子どもとたくさん接しようとしているし、自分自身でも教育委員会の指導によっていじめの問題を解決しようとは思ってないはずで、現場の担任が、最前線でやっている、そしてその問題に対する対応力、指導力を強めることが一番の課題だと思います。市や県や国だと、いちいち情報提供をし、資料作成などさせ、手をとることになります。大事なものは、担任プラスアルファしかない学校現場に、もっと先生を、定数を増やせばいいのです。50年、60年前と何も変わらない状況でやっているというのが、問題の本質だと思うのです。もっと教育現場に人材を配置すれば、きめ細かい教育ができると思うのです。それに一切タッチせずに、問題の本質を学校や教育委員会、教師や担任の資質だというのが問題をおかしくさせていると思います。ここで話すときに、そういった問題に対して、新城市教育委員会というのは、教育委員会事務局、それから学校をどう整備し、この使命と関係をどうしていくのかということを経査していく必要があります。ここをはっきりしない限り、何ができるかと言っても難しくなります。また学校現場については、いじめ問題について話したいということであれば、改めて学校教育課長から現場に対して、こういうテーマについてやろうと思うが、学校はどう考えるかということで、問題について協議することはできるのではないかなと思います。

(中座し、庭野小学校うでこき集会へ)

委員長

先ほどの(1)ですが、学校の役割、教育委員会の役割、教育委員の役割については、今後も折に触れて話し合ってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。それでは次にうつります。

日程第3 協議・報告事項

(2) 10月臨時市議会について

委員長

日程第3、協議・報告事項(2) 10月臨時市議会について、お願ひします。

教育部長

10月臨時市議会についてご報告をさせていただきます。前回の教育委員会議でもご報告させていただきましたが、新城版こども園の関連条例3つ、保育所の設置条例、学校の設置条例、幼稚園の保育料条例の議案が9月議会では否決されました。否決に至った議論の論点ですが、大きく2つあったということです。1つは8:30~15:00の基本保育時間の保育料を無料にする部分、それからもう1つは、なぜ基本保育時間が8:30~15:00までなのかということです。この議論が中心になって行われたわけです。その中でも、特に無償化をした場合に1億7千万円ほど財源が減るということで、その財源の安定的な担保というものをどのようにするのか、というこ

とで結果的に否決となりました。今回、保育料の設定を一部修正をいたしまして、有償化にした議案をあげております。これをもって、10月の臨時市議会を開催したということです。10月の臨時議会では、保育料の観点での議論はそんなにありませんでした。むしろ基本保育時間の設定についてどうなんだ、という議論のほうが強かったです。その議論を聞いておりますと、現行の保育園の預かり時間が8:30~16:00までとなっておりますので、それより短い時間になぜするのか、ということでした。それにつきまして、幼児教育を施す時間としてはどれぐらいがいいのか、という話が検討委員会で何度もなされまして、現行の幼稚園の時間帯がいいであろう、という結論に達しました。そこで、こども園のコアの部分を8:30~15:00までにしましょう、というかたちになりました。それを超えて、親の就労の関係で子どもをもっと預かってもらわなければならないという家庭に対しては、その時間に対してはしっかりみます、という風になっています。そこについて理解が浅かったのかな、という議論でした。しかしそれが故に反対する、ということまでには至りませんでした。結果的には3議案について、全会一致で可決されました。

所管課においては、来年度の募集の事務にただちに入った、ということがございます。そして来年4月からは、新城版こども園がスタートするかたちになりました。特に無償化については、将来的に完全にいきりめてしまったわけではなくて、今回の新城版こども園というのは、就学前の子どもたちもしっかり社会で育てていきましょう、という考えで進めているものですから、将来的には無償化を目指していくという姿勢は基本的には変えていない、という答弁もございました。こども園については以上です。

委員長

ありがとうございました。ご質問がございましたらお願いします。

1つよろしいでしょうか。8:30~15:00までのコアの部分ですが、それについては検討委員会で話し合ったことなのですが、議員さんたちは知らなかったということでしょうか。

教育部長

これは個人的な感触ですが、基本保育時間は検討委員会で相当議論がされました。そのへんの議論の過程とか、なぜそういう設定をしたのかということについて、議会への説明があまりなされていなかったのではないかと、という気がいたします。それともうひとつ、15時まででとめるということに反対の意見が出たのは、それ以降の部分を延長保育時間という表現がされているわけですが、延長保育とは何ですか、つけ足しのように、と言っては何ですが、この言葉の表記に違和感を持たれた議員の方もみえて、なぜなんだという議論がありました。延長保育という表記については、検討委員会のなかでも、どんな表記にするのかという検討はあまりされていなかったように私は記憶しているのですが、そのへんで少し抵抗感をもたれた、ということもございました。

何にしても、もう少し事前のアナウンスといったものが不足していたのかな、とい

う気がいたします。9月議会の議論の時に、こども園の制度をなぜ立ち上げるのかという基本の部分、コンセプトの部分の事前のアナウンスというものが若干不足しておいて、こちらの思う部分がなかなか伝わっていなかったということ、それが議論を混乱させたのかな、という感じを受けています。

委員長

ありがとうございました。では次にうつります。

日程第3 協議・報告事項

(3) 新城市就学指導委員会条例の制定について

委員長

日程第3、協議・報告事項(3)新城市就学指導委員会条例の制定について、学校教育課をお願いします。

学校教育課長

これまでも就学指導委員会というものはあったわけですが、付属機関とするということで、条例の制定を考えております。お手元の資料にございますが、新城市就学指導委員会条例の制定ということで、以下説明します。

設置ですが、第1条で、心身に障害を持つ児童又は生徒の適正な就学を図るため、新城市就学指導委員会を置く。

第2条、所掌事務ですが、委員会は、新城市教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について審議する。(1)心身障害児の就学に関すること。(2)その他委員会が必要と認めること。

組織としまして、第3条、委員会は、委員30人以内で組織する。委員としましては、第4条にあります(1)医師、(2)学識経験を有する者、(3)特別支援学級を設置する市内の小学校及び中学校の職員、(4)児童福祉施設又は児童相談所の職員、(5)市の職員となっており、任期は1年となっており。これまでの就学指導委員会と、人数とか構成とか、委嘱については変更ございません。条例にするということで、若干文言を変えたりとか、それから今までは会長、副会長ということでしたが、それを委員長、副委員長としたあたりが変更点です。以上です。

委員長

ありがとうございました。条例化についてご質問ございましたら、お願いします。

教育長

特別支援学校の先生方の意見は、この会において大きな位置を占めると思いますが、この方たちは(2)に含まれるということでしょうか。

学校教育課長

はい、そのように考えています。

教育長

委員については(1)から(5)までで、その他はない、ということですね。つまり、この5つの身分を有する者以外は。

学校教育課長

はい、この中でやるということです。

教育長

例えば、臨床心理士だとか、そういう場合は（２）に含めればいいのでしょうか。

学校教育課長

医師の方でなければ、（２）と考えます。

委員長

よろしいのでしょうか。この会はどれくらいの頻度で開かれているのでしょうか。

学校教育課長

毎年開かれています。就学前のお子さんで心配なことがある場合、事前に相談会をやっています、小学校や養護学校へ行く子と色々ありまして、その中でもなかなか決まらない子については、毎年そこで行っています。必ず行いますが、対象はそんなに多くありません。

教育長

もう1点いいですか。非常にこの会では、個人のプライバシーを扱うことになりませんが、公開にするのか、非公開にするのかということについてはどうですか。

学校教育課長

これまでは非公開でやっているものですから、内容的にも個人のプライバシーに関わることで、非公開で行います。条例に含んだ方がいいのでしょうか。

教育長

根拠があったほうが、説明できますよね。

学校教育課長

以前は、委員は職務上知り得た情報を漏らしてはならない、というものがあったのですが。

教育部長

任命されれば、特別公務員という位置づけになりますので、当然公務員であれば職務上知り得たことは漏らしてはならないということで、そちらの方で歯止めがかかってきます。

教育長

それから、当事者から意見聴取をする、ということはないのですか。資料をもってやるということで、そういうのはない、ということですか。

学校教育課長

はい。

委員

1点いいですか。最近、障害があっても通常の学校で、通常の学級で、通常の子たちと一緒にという希望が多くて、大丈夫かということで問題になることが多いですが、先ほど言われたメンバーですが、教育長も言われたように、特別支援学級を設置する学校の職員はいるけれども、こういう学級がない学校の職員は、はずれてしまうこと

になるわけですね。学識経験者の中に入れられないことはないけれども、そういう場合に通常の学級では無理だよ、とそういう立場の人が言う機会というのは、必要ではないでしょうか。

学校教育課長

今までに、特別支援学級の新設がありました。人数が満たない場合は、最寄りの学校へ行くということもありましたし、それでなくても、特別支援学級から通常学級へ、ということも当然あります。その時は校長なりが来て、対応する必要はあると思います。ある学校で、人工呼吸器をつけた子が入りたい、ということがあったのですが、その時は色々と話を聞いたとうかがっています。また、校長会の就学指導の担当がいますので、その担当が、特別支援学級の有る無しに関わらず、校長の立場でそこから見てもらうことはできると思います。

教育部長

例えば今、特別支援学級のない学校へ行きたいといった場合は、空き教室の確保など、色々な問題が出てきますので、そういった時に、委員になっていないから全くその学校の先生が関われないかということ、そういうことはないと思います。受け入れる可能性のある学校へも事情聴取をしなければ、この委員会での議論はできないはずですので、いわゆる参考人ではないですが、その学校の先生を呼んで、ということも有り得ることです。そして、委員会で必要があるかどうかという判断をすればいいと思います。

委員長

はい。他にございませんか。

委員

1ついいですか。(4) 児童福祉施設又は児童相談所の職員とは、実際に子どもをみていた人ですか。

学校教育課長

過去に来ていただいた方は、おおぞら園の方や、保健センターの方、ということで、あくまでその子に関わる情報を持っている人、ということになります。

委員

それが幼稚園や保育園の職員の場合もある、ということですね。

学校教育課長

はい、その場合もあります。こども未来課の職員が来る場合もあります。

委員長

それではよろしいでしょうか。次に入ります。

日程第3 協議・報告事項

(4) 新城市通学費補助金交付要綱の制定について

委員長

日程第3、協議・報告事項(4) 新城市通学費補助金交付要綱の制定について、教

育総務課、お願いします。

教育総務課長

新城市通学費補助金交付要綱の制定ということで、お手元の資料をご覧ください。こちらの要綱の、第1条の趣旨にありますように、遠距離通学をする児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するというので、通学費に係る補助金を現在交付していますが、要綱が未整備となっていたため、今回整備を行うものでございます。

ここで言う遠距離とは、小学校が概ね4 km、中学校が6 kmを基準としております。また、基準とする距離未満のものについては、別表をご覧くださいと思いますが、これまでの学校統廃合における条件等により対応しているものでございます。また、基準とする距離以上であっても、公共交通機関がなく、徒歩で通学するための歩道が狭く、交通量が多いなど、保護者が送迎できない場合に、タクシーや、こども未来課で行っているファミリーサポートクラブなどもありますが、そういったものを使った場合も費用の補助対象としております。

補助額につきましては、別表の右欄にありますように、定期券相当額となっております。

今年度の通学費の補助対象者ですが、実績としてこの上半期については585名の児童・生徒が対象となっております。そのうちJRに関するものが108名、バス等が477名という実績になっております。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。では、ご質問ございましたらお願いします。

教育長

第5条に関することですが、例えば学校から6 kmの地点で、補助の対象になるが、毎日体力づくりのために走って学校へ行く、といった子がいて、実際には使わないけれども条件には当てはまる場合に、補助するかどうか、そのあたりはどうですか。実績を出さなければならぬのであれば、違ってくるかと思いますが。本当は資格があれば補助してもいいと思いますが、そのあたりの解釈はどのように捉えればいいですか。

教育総務課長

そのあたりについては、遠距離の場合は基本的に保護者の方に送迎していただく、ということなのですが、今ご質問のあったように、例えば基準以上の距離で4 km、6 kmとした場合に、概ねではあるのですが、その境目で、対象とするかしないかという判断で非常に困るところがあります。こちらの第3条にありますように、マラソンで行くとすれば、経費を使うというわけではないので、そういう場合は対象外ということで扱わせていただきます。

教育長

法令解釈からいって、いわゆる条件を満たす者には全て補助する、というのは大前提ですね。その大前提の中で、特に中学校では多いと思いますが、部活動のために親が送り迎えをし、定期券を使わない、という例は多々あると思います。そのあたりの

解釈を、もう少し現実にあったかたちになっていくと親にも喜ばれるし、税金の無駄使いをせずに済むと思うのですが。作手は将来1校になった時に、それでも徒歩通学でがんばるぞ、という子が増えてきた時に、教育委員会としても、しっかり安全対策ができている通学路であれば、バスで来るよりも、徒歩や走ってくるのを奨励するほうがいいかな、と思います。実質、鳳来中学校あたりはどうですか。

委員

親・本人から、バス通学だが自転車で行くのを認めてくれないか、ということでお話があったことがあります。断った記憶があります。安全の面からだったと思います。ただ、悩ましいところですね。

委員

ただ、悩ましいけれども一線を引かないと、安全性とか、不審者が出るとか、諸問題が出てきます。自己責任といえども、何かあった場合には、どういう見解でそうさせたのか、という非常に難しい問題が出てくるのではないかと思います。生徒全体をどうするのかという時には、団体行動をとってもらわないと、個々の要求に対応してはきりが無いと思います。

教育長

微妙な問題になると思いますけれども、条件を満たしていたら全部支払う、現実も定期券を買っていますが、実は違うというのが多々あります。その定期券代は無駄なんですよね。こちら側の責任としては、電車に通っているはずなのに自転車で通うはずがないので、事故が起きたらルールに従わないのがいけない、というのが言えるかどうかですよね。もう1つは、これだけ学区が広いという状況の中で、帰ってから運動するというのはほとんど不可能です。そうすると、行き帰りがバスや電車だと、学校の中での運動量を保障しないと、体力づくりができないという状況がうまれてくると思います。そのあたりを、当然学校の教育課程の中でもやっていきますが、個々の保護者が、うちの子は、と言った時にどう対応していくのか、できるのか、ということです。

委員

通学というものを考えた時に、体力増強というのは概念として別のことだから、通学のなかで体を鍛えるとか、重ねることは難しいのではないのでしょうか。体力増強のためのトレーニングの仕方は他にもあるはずですし、通学でもそれを、というのは非常に難しい問題が発生すると思います。

教育長

ただ、全国的にみると、そういう教育委員会もあります。学校まで送らず、2 km 手前で降ろす、ですとか。これはやはり体力の問題と関わってきます。

委員

学校や教育委員会なりが、体力増強のために自宅から学校まで全部送るのではなくて、途中下車させて、というのはこの前に見学に行った巴ヶ丘小学校でやっていました。2 km の時点で降ろして、あとは歩かせます。そういう風なことはわかりますが、

希望者はそうするが、というのは非常に難しいのではないかな、と思います。

教育長

基礎体力をつくるという部分で、危機感をおぼえています。学校統合の裏側で。

委員

例えば、ある程度のところで降ろして、というのはやればよいと思います。一方の生徒はバスで来るが、一方の生徒は歩いてきて、一方の生徒は3kmで降ろして、というような感じになってくると非常に難しいです。

教育長

とりあえず、この要綱どおりということです。

教育部長

今回ご提案差し上げたのは、現行でもすでに通学費の補助金は支給しております。これの根拠が、予算措置と内規みたいなものでやっておったものですから、しっかり要綱で定めて根拠づけをする、という意味でつくらせていただいた、というものです。現行と同じであるにご理解いただければと思います。

委員長

ありがとうございました。それでは次に入ります。

日程第3 協議・報告事項

(5) 新城市公民館運営審議会条例の制定について

委員長

日程第3、協議・報告事項(5)新城市公民館運営審議会条例の制定について、生涯学習課、お願いします。

生涯学習課長

12月議会に上程する条例の制定ということで、ご説明します。お手元の資料をご覧ください。

新城市公民館運営審議会条例の制定ということで、あげさせていただきました。特に第4条の委員のところ、(1)学校教育の関係者、(2)社会教育の関係者、(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者、(4)学識経験のある者、ということで、こういった方々を委員に任命します。

次に、新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、公民館運営審議会条例の制定に伴い、現在制定されているものの一部削除をするものです。公共施設のあり方検討会の答申により、横川公民館を別表から削除するという事です。

次に、新城市手数料条例及び新城市地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、資料をご覧ください。これにつきましては、新城図書館の図書館システムの更新によりまして、図書の貸出券が変更され、その貸出券の再交付をする費用を、手数料として求めるための改正でございます。その改正に伴いまして、新城手数料条例の別表に、ふるさと情報館図書資料貸出券再交付手数料ということで、

1件100円の手数料を新しく追加するものであります。

最後に、新城市図書購入基金の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、これにつきましては条例中、「この基金に編入するものとする」を「整理する」に改めるといことです。運用益は編入してつぎ足すものではなくて、新しい図書を買ったりするときに使っておりますので、「整理する」としました。生涯学習課の部分については以上です。

委員長

ありがとうございました。

新城市公民館運営審議会条例は、先ほどの（４）新城市通学費補助金交付要綱と同じ考えでよろしいでしょうか。

教育部長

それとは違い、新城市就学指導委員会条例の制定と同様だと思っただけであれば結構です。地方自治法に、付属機関という概念がございます、その付属機関に該当する組織である、ということです。ですので、付属機関に該当する組織体は、法令に設置根拠をおかなければならないということがあります。今まで条例による設置根拠がないという状態でありまして、それではだめだということで、今回12月議会に設置条例をあげて、根拠をしっかりとしたものにする、という条例制定です。

委員長

ありがとうございました。

日程第3 協議・報告事項

（6）新城市地域文化広場の指定管理者の指定について

委員長

日程第3、協議・報告事項（6）新城市地域文化広場の指定管理者の指定について、文化課、お願いします。

文化課長

それでは、12月市議会へ上程する、新城市地域文化広場の指定管理者の指定について、ご報告します。

現在の指定管理者でございます、新城施設管理センターの指定期間が、来年3月31日で満了となりますので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。なお、新しい指定管理者につきましては、現在決まっておきませんので、指定管理者となる団体の欄は空欄となっております。選定については、今現在進行中でございまして、8月に公募したところ、4団体から申請がございました。そして先週24日に、申請団体のプレゼンテーションを終えまして、現在、指定管理者選定審議会で選定中です。今後決定しまして、11月2日に市長へ答申が出される予定です。以上です。

委員長

ありがとうございました。ご質問ありましたらお願いします。では、次にうつりま

す。

日程第3 協議・報告事項

(7) その他

委員長

日程第3、協議・報告事項(7)その他について、ありましたらお願いします。

スポーツ課長

2点、ご報告させていただきます。まず、1点目でございます。冒頭の教育長の話にもありましたが、作手地区で開催しました市民歩こう会について、非常に天候にも恵まれまして、参加者からは非常によい感想をいただいた会になりました。342人の参加者と、主催者側では把握しております。

次にもう1点でございます。この11月3日、4日に新城の桜淵を中心といたしまして、林道、県道を使いまして、新城ラリーを開催いたします。当日はゲストといたしまして、スウェーデン人のビヨン・ワルデガルド氏をお招きいたしまして、ラリーショーを開催したり、今までにない新城ラリーになると思います。今回、愛知県知事を大会名誉会長にお迎えしました。11月4日には、知事もお招きして閉会式、というかっこうになります。もしよろしければ、みなさんもぜひ新城ラリーにお越しただければ、と思います。

委員長

ありがとうございました。

教育長

その筋の雑誌で、ベストカーというものがあるのですが、ここにこういう掲載がされています。世界で唯一、モリゾウ選手が出る、と。またご覧ください。色々登場します。

委員長

閉会式は何時からですか。

スポーツ課長

3日、開会式が8時半から、4日の閉会式が午後3時からということです。

委員長

ありがとうございました。では、よろしくお願いします。

日程第4 その他

(1) 博物館の11月の行事について

委員長

日程第4、その他(1)博物館の11月の行事について、文化課お願いします。

文化課長

鳳来寺山自然科学博物館の11月の行事についてご報告します。資料をご覧ください。

鳳来寺山もみじまつり中、ナイトミュージアムを11月3日と24日に、午後8時まで開館時間を延長して行います。

次に、「屋根のない博物館現地ツアー 豊川の石ころ図鑑をつくる」を11月11日（日）に市内富沢の川原で行います。

最後に、「特別展 川原の石ころで遊ぶ」を、11月10日（土）から来年3月31日（日）まで継続して開催します。

現在、一人でも多くの方に来ていただけるように準備をしておりますが、みなさまもぜひ足をお運びください。以上です。

委員長

ありがとうございました。他にございますか。

生涯学習課長

生涯学習課から、1点お願いします。「新城まちなか博物館特別展 2012秋」というチラシを配布させていただきました。10月15日（月）から11月15日（木）まで、特別展を開催しております。新城図書館の2階、郷土資料室において、伸昌さんの銅板の折鶴、馬場彫金工房さんの彫金作品、寒峰窯の透かし彫り等の展示をさせていただいております。どの作品も見ごたえのある作品でございますので、委員のみなさまにも一度見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

委員長

ありがとうございました。他にございますか。

では、次回会議ですが11月22日（木）、午後2時半からとします。場所は、勤労青少年ホーム集会室です。

それでは、これで平成24年10月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記